

# ラムジ修道院記録に残る ストランドの土地をめぐる五通の証書

都 築 彰

## Five Charters concerning the Lands at the Strand in the Cartulary of Ramsey Abbey

Akira TSUZUKI

### Summary

The cartulary of Ramsey Abbey in the Cotton MS. Vespasian E.ii of the British Library contains five charters concerning the lands at the Strand in Westminster. The first and second charters deal with the land in the parish of St. Mary le Strand that Tuold, master of St James's Hospital of lepers granted to Ralph the Summoner and Margaret, his wife. The third and fourth ones show that Alexander *Gorimarius* and Henry, his son, granted the neighbouring land to Ramsey abbey. The last charter informs us about the agreement between the abbot of Ramsey Abbey and Margaret and Andrew, her second husband, of the land described in the first and second charters. We are not sure if the abbey continued to hold those lands ever after because *Cartularium Monasterii de Rameseia*, the other cartulary of the fourteenth century, includes none of those charters and we have no information about the lands any more. The charters seem to have been composed when Hugh Foliot (1216-1231) was an abbot and probably transcribed into the cartulary after the transcription of other documents was finished during the abbacy of Rannulf Brito (1231-1253). Why were they added afterwards? What happened to the lands in the next century? The subject of this paper is to make some researches into the situation in which the five charters were made and try to answer the questions above.

### はじめに

イングランド中部のハンティンドンシャに所在したラムジ修道院には、主要なカーチュラリ（証書記録集）三点が現存する。うち二点は19世紀に刊行されているが、残りの一点は未刊行である。筆者は、別稿で後者の内容および構成について簡単な概要をまとめたことがある<sup>1</sup>。またその後、同カーチュラリに転写されている文書を取り上げて、他の二冊のカーチュラリに収録されている関連文書と比較検討した結果

を論述した。その文書は修道院が保有するオウヴァというマナに関する修道院長の証書であったが、カーチュラリの中でやや特異な収録の仕方をされている点についても触れ、そのことからいくつかの推論を試みた<sup>2</sup>。実は、同様な収録のされ方をしている文書が他に複数あり、それらが本稿で取り上げようとしている五通の証書である。従って、本稿は、オウヴァ＝マナに関する文書を対象とした別稿の補遺であるが、それら五通の証書の内容そのものにも興味深い点がいくつかある。筆者は、ラムジ修道院のカーチュラリに関する研究をここ数年継続しているが、今回は、これらの証書を対象として、その内容を分析し、カーチュラリに転写された経緯を明らかにしたいと思う。

## 1 五通の証書のカーチュラリへの収録の仕方について

ブリティッシュ＝ライブラリ所蔵のコットン写本 *Vespasian E.ii* に合本されているカーチュラリ（以下、『ヴェスペイジアン』と略記）は13世紀半ばから14世紀初頭の作成とされるが<sup>3</sup>、別稿で筆者はその成立時期をラヌルフ院長時代（Rannulf, 1231-53年）の1246-1253年頃と推定した<sup>4</sup>。本稿でもその推定に従って議論を進める。この場合、成立とは、ラヌルフの指示により、恐らく一人の書記が一定期間内に予め決められた数の修道院文書を転写したことをいう。カーチュラリの冒頭に添付されている収録文書の目録もこのとき作られたと推定されるので、別の言い方をすれば、目録に挙げられた文書の筆記が終了したときが成立の時点である。その後も、成立当初は空白だった箇所に様々な文書が書き込まれて頁が埋められているのは、他の多くのカーチュラリと同様である。

カーチュラリは10の折り丁からなり、当初転写されたと見られる文書について言えば、それらは主として国王証書（第1－第3折り丁）、修道院長等の証書（第3－第5折り丁）、最終和解譲渡証書（第6折り丁）に分類でき、実際そのように整理収録されている。第二部に当たる修道院長等の証書の最初はオールドウィン院長（Aldwin, 1091-1102, 1107-1112年）によるオウヴァ＝マナの譲渡証書であるが、その後に筆記されているのが、下記の五通の証書である。

第一の証書：聖ヤコブ養護院監督トゥロルドの証書 1

第二の証書：聖ヤコブ養護院監督トゥロルドの証書 2

第三の証書：アレグザンダー＝「ゴリマリウス」の証書

第四の証書：アレグザンダーの息子ヘンリの証書

第五の証書：聖ヤコブ養護院監督オービンの証書

しかし、オウヴァの証書を含む、これら六通の証書はフォリオ20から始まる第3折り丁の最後のフォリオ28-29に収録されており、続く第4折り丁の冒頭からラムジ修道院長の証書が転写されて、以下第5折り丁の初めまで、修道院長や俗人テナントによる証書が筆記されている。第3折り丁前半のフォリオ20-25には、第1折り丁から続く国王証書が蒐集されている。この収録状況から判断して、第3折り丁は、本来国王証書収録を予定していたもので、修道院長等の証書を登録するフォリオではなかった。しかし何らかの理由で、既に第4－第5折り丁に他の修道院長等の証書を記入した後になって、オウヴァについての証書を含む六通の証書を転写することが決められた。未記入の白紙だった第3折り丁の最後の二枚のフォリオに筆記したことによって、第4折り丁から始まる修道院長等の証書類に続くかのような体裁になった、と解釈できる。事実、写本を手にとると、上記の最後の証書の後に、なお白紙が残ったため、そこに後になって文書が追加記入されている<sup>5</sup>。その下には、さらに4行の空白が残っている。目録についても、

同様のことが言える。フォリオ2-4に記載されている目録は、フォリオ2が国王証書の目録に、フォリオ3が修道院長等の証書の目録に充てられ、こちらもはなはだ整然とした配置になっているが、六通の文書のタイトルは、フォリオ2裏のブランクの最後の数行を使って書かれ、やはりフォリオ3に続くかのようなレイアウトになっている<sup>6</sup>。つまり、この場合も、後から六通の文書の表題を目録に追加したように見える。

以上は、別稿における観察結果であるが、本稿での課題のひとつは、オウヴァに関する別稿の分析とも関連して、なぜ上記の五通の証書が追加収録されたのだろうか、ということ、換言すれば、修道院あるいは修道院長にとって上記証書はどのような重要性をもっていたのか、ということである<sup>7</sup>。

ラムジ修道院の他の二点のカーチュラリには、上に掲げた五通の証書は含まれていない<sup>8</sup>。『ラムジ修道院年代記 (*Chronicon Abbatiae Ramesiensis*)』(以下、『年代記』と略記)は主として12世紀までの文書しか収録していないが、『ラムジ修道院カーチュラリ (*Cartularium Monasterii de Rameseia*)』(以下、『カーチュラリ』と略記)は14世紀前半の成立で、大量の修道院文書を網羅的に収録しており、なぜ上記文書は後者に転写されなかったのか、という疑問が浮かぶ。言い方を変えれば、なぜ上記の証書は14世紀には重要だと見なされなくなったのか。

以上の疑問点を念頭において、以下、五通の証書の内容を概観しながら分析を進めていくことにしよう。

## 2 第一の証書と第二の証書

まず、第一の証書全文を以下に掲げる。

### ロンドンの土地についての証書

今生の者、来たるべき者よ、私、ウェストミンスター近在の聖ヤコブ養護院で病の婦女を預かる監督トゥロルドならびに同院のすべての兄弟と姉妹達は、召喚人ラルフおよびその妻マーガレットに対し、ウェストミンスター村のストランドの聖マリア教区に我々が保有するいくばくかの土地を譲渡し、かつ、そのことを本証書により確認する。その土地は、ラヌルフ=ド=ヘイズが我々より保有していたもので、リチャード=フィッツ=エイルワードの土地とアレグザンダー=「ゴリマリウス」の土地の間に位置しており、テムズ川まで伸びている。彼らおよび彼らの相続人は、我々および我々の後継者より、同地を世襲の封として、よく、平和の裡に、自由かつ平穩に、永劫に有し、我々及び我々の後継人達に、年4シリングを四つの時期に分けて、奉仕と貢納、その他の代償として支払うものとする。すなわち、復活祭から八日以内に12ペンスを、洗礼者ヨハネの祝日から八日以内に12ペンスを、聖ミカエル祭から八日以内に12ペンスを、そして主の降誕祭から八日以内に12ペンスを、一切の遅滞も滞りもなく納めること。我々及び我々の後継人達は、R (ラルフ) および M (マーガレット) ならびに彼らの相続人に対し、我々自身と同様に彼らも、以上の奉仕により前記の土地を放棄し、そのことをあらゆる人々に対して保証するものである。この譲渡と放棄ならびに本証書による確認に対して、前記のRおよびM両人は、2シリングを我々に手数料として支払った。本件の証人は、聖堂参事会長リチャード、礼拝堂司祭「サリヌス」、ジェフリ=ド=「キュート」その他<sup>9</sup>。

本証書の概要は、聖ヤコブ養護院監督トゥロルドがラルフとマーガレット夫妻にウェストミンスターのストランドにある土地を譲渡した、というものである。土地の広さは明記されず、その所在地が隣接する他の所有者の土地との関係で言及されている。

ストランド (The Strand) は言うまでもなく現代ロンドンの中心街のひとつだが、中世には都市市壁の外にあり、王宮のあるウェストミンスターとシティをつなぐローマン＝ブリテン時代以来の幹線道路だった。13世紀からテムズ河岸の埋め立てが始まり、19世紀のヴィクトリア＝エンバンクメントの建設により、ストランド街からテムズ川までの距離は大幅に伸びたが、ストランドの語源である「川岸」が示すように、本来はテムズ川に沿った道だったといわれている<sup>10</sup>。当該土地の広がりについて、「テムズ川まで伸びている」と書かれているのも、そのことを示唆しており、当該土地がストランドの南側に位置していることを示している。

聖マリア教区は、セント＝メアリ＝ル＝ストランド (St. Mary-le-Strand) 教会の教区で、同教会は、現在はロンドン大学キングズ＝カレッジの北、ストランド通り中央の島の部分にあるが、16世紀前半にサマセット公エドワード＝シーモア (Edward Seymour, Duke of Somerset) によりサマセット＝ハウス (Somerset House) が通りの南側に建設される以前は、その敷地の東側にあったらしい<sup>11</sup>。教会の敷地は、857年にマーシア王によりウースタ司教に譲渡された土地の中にあり、12世紀の司教サイモンが、司教座付属修道院から一旦取り上げた後に1150年の死の以前に返還したというストランドのセント＝メアリ教会と同一とみられる<sup>12</sup>。

聖ヤコブ養護院 (Hospital of St. James) は女性のハンセン病患者の療養施設で、ウェストミンスタの聖マーガレット教区にあったが、現在のセント＝ジェイムズ宮殿 (St. James's Palace) 所在地にあった、と言ったほうがわかりやすい。宮殿は、1532年にヘンリ 8 世 (在位1509-47年) が養護院の土地を購入して建設したものの、養護院の存在はヘンリ 2 世治世 (1154-89年) に遡る<sup>13</sup>。『中世のウェストミンスター』の著者ロッサーによれば、12世紀と13世紀の交に、西欧では慈善のあり方に変化が生じ、俗人は、修道院に寄進を行う代わりに、彼らが積極的に創立に関わった、より専門化された施設への贈与を好んで行うようになった、という。聖ヤコブ養護院の創設もそうした動きのひとつで、ロンドン市民が主体的に関与したとされ、13世紀半ばまでには、近隣の土地保有者からの土地譲渡により、莫大な資産を保有するに至る。養護院はウェストミンスター＝アベイの特権領域内にあったので、ロンドン市の統制下ではなく、その後は同養護院への影響力をめぐる王宮と修道院の対立に苦しめられることになる。13世紀半ばに、養護院監督が国王財宝庫長の庇護を求めるとい事件が起こり、14世紀には、養護院は王の所有物と見なされるようになった。ヘンリ 8 世によって廃止される16世紀初頭までには、同院は裕福な女性の隠居所のようになっていた<sup>14</sup>。本証書におけるトゥロルド (Tuold) は創設期の監督 (custos) (1189-99年頃) として、その名が記録されているが、13世紀前半までの就任者については不明な時期が多いようだ<sup>15</sup>。従って、本証書の作成時期を12世紀末に限定できるか、疑問である。この疑問は、第二の証書を見ても解決できない。

第二の証書は、その全文が第一の証書とほぼ同一である。従って、翻訳全文の掲載は省略するが、注目すべき相違点は、第二の証書が召喚人ラルフ一人に宛てられており、妻マーガレットの名前が見当たらないことである<sup>16</sup>。このことはマーガレットが死去したことを意味しているのか、それとも書記の転写ミスだろうか。後者なら、第二の証書は、単に書記が一通の文書を誤って二度筆写してしまったに過ぎないということになる。しかし、このことの検討は後回しにして、まず五通すべてを概観していくことにしよう。

### 3 第三の証書と第四の証書

第一および第二の証書は、ラムジ修道院との直接の関連がなく、これらだけでは、なぜカーチュラリに書き写されたのか、どのようにして入手されたのかが不明だが、第三の証書に至って、初めて修道院とのつながりが現れてくる。

## 同じく第三の証書

今生の者、来るべき者よ、私アレグザンダー＝「ゴリマリウス」は、ラムジ修道院長ヒューならびに当院の修道士団と彼らの後継者に対し、私が保有する土地全体を付属物件とともに譲渡し、本証書によって確認する。同地は、ストランドの聖マリア教区内の、私の兄弟「イガルフ」とラルフ＝ル＝スメナーの保有する土地の間にあり、ラムジ修道院長および修道士団によって、私および私の相続人から封として、自由かつ平穏かつ欠けることなく、よく、平和裡に、永劫に保有されるべきものである。これに対し、私および私の相続人に、四旬節の中日に、すべての奉仕と貢納と一切の事物の代償として、2 シリング7ペンスを納めるものとする。それゆえ、私アレグザンダーも、私の相続人も、今後永久に、同地および付属物件について、なにもも保有したり、得ようとしたり、徴収したり、要求したりすることはない。毎年定められた期日に支払われる前記の2 シリング7ペンスを除いては。この土地全体および付随物件について、私アレグザンダーならびに私の相続人は、前記ラムジ修道院長および同修道士団に、あらゆる人々に対して、その保有を保証するとともに、前記2 シリング7ペンスの奉仕によって、ウースタ司教の要求に対しても、一切の奉仕の要求や貢納やその他すべての事物についての恵みに対しても、最終的に（すべての負担から）免除し、保証するものである。この譲渡と保証と免除ならびに本証書による確認に対し、前記修道院長ヒューは、私に、24マルク銀を手数料として支払った。証人。当時ロンドン市長であったサール＝ル＝マーサー、その他<sup>17</sup>。

ここで譲渡者となっているアレグザンダー＝「ゴリマリウス」が第一および第二証書のアレグザンダーと同一人であり、隣人のラルフ＝ル＝スメナー（Radulfus le Sumenur）が同じく召喚人ラルフ（Radulfus Summonitor）と同一人であるとするれば、本証書で譲渡対象となっている土地は、第一および第二証書で譲渡された土地の隣地である。ヒューという名のラムジ修道院長は複数存在するが、ラルフ院長以前には彼の前任者のヒュー（Hugh, 1216-31年）しかいない。また証人として名前の挙がっているロンドン市長サール＝マーサー（Serle Mercer）ないしロバート＝サール（Robert Serle Mercer）は、1214もしくは1215年、さらに1217-22年にかけて市長職にあった<sup>18</sup>。両者の在任期間を突き合わせると、本証書の作成年代は1217-22年ということになる。

本証書に登場する、もう一人の人物ウースタ司教は誰とは特定できないが、当該時期の司教はシルヴェスタ（Sylvester of Evesham, 1216-18年）あるいはウィリアム（William de Blois, 1218-36年）である<sup>19</sup>。前節に記したように、中世を通じて、セント＝メアリ教会はウースタ司教ないし司教座付属修道院の保有下にあり、司教のロンドンの邸宅が同教区内の後にサマセット＝ハウスが建設された敷地の西側にあった<sup>20</sup>。宗教改革以降、ストランドの南側には世俗諸侯の邸宅が立ち並ぶことになるが、それ以前は高位聖職者のロンドンにおける館が集中していた<sup>21</sup>。『ヴィクトリア州史』によれば、東側から、エクセタ司教、バース＝アンド＝ウェルズ司教、コヴェントリ＝アンド＝リッチフィールド（チェスタ）司教、ウースタ司教、ひとつ置いてカーライル司教、ダラム司教、ノリッジ司教の屋敷が連なり、これらは概ね13世紀の始め頃までに建設され、パラメントへの出席等の用務でロンドンを訪れた際の宿泊施設となっていたようである<sup>22</sup>。本証書でウースタ司教のみが言及されているのは、上述のように、とくに同司教が教区に対し特別な権威を有していたため、と推測される。

これらの司教宿舎（episcopal inns）について付言すれば、エクセタ司教邸からカーライル司教邸までの区画は、1101-1107年に王により授与されたレスタ伯の所領内に建てられた。同所領は、伯の死後、伯位を継いだ双子の弟ロバート2世により継承され、その孫のロバートが1204年に死去すると、娘達に相続される。その一人アミス（Amice）がシモン＝ド＝モンフォールの寡婦であったため、その孫に当たる同

名のシモンがイングランドに移り住んだ後、1239年にレスタ伯位を継承すると、ヘンリ3世（在位1216-1272年）からロンドンの所領を回復することに成功したのである。シモンが1265年のイヴシャムの戦いで敗死すると、その土地は王領に復帰し、ヘンリは伯位と伯領を息子のエドモンドに授与し、彼は1267年にランカスタ伯となる。このようにしてロンドンのレスタ伯領もランカスタ伯（後に公）の所領となった<sup>23</sup>。

続く第四の証書は、アレグザンダーの息子ヘンリによる、第三の証書とほぼ同一の内容の証書である<sup>24</sup>。その点では、第一の証書と第二の証書の関係に似ている。父親の行った「譲渡と売却(donatio et venditio)」を確認するものであり、それ以外の相違点として、証人がロンドン市長その他ではなく、「ウィリアム＝ウイストン他(Willelmus de Wychentone et ceteris)」となっていることが挙げられる。同ウィリアムは、ラムジ修道院の騎士で家令(senescallus)のウイストン家の人物と見られ、この時代の他の証書においても証人を務めている<sup>25</sup>。アレグザンダーの証書が、第三者のロンドン市長に証人を依頼しているのに対し、ヘンリの証書では、修道院の家令が証人を務めている。恐らく、息子の証書の作成は、父親の証書作成後に、日を改めて簡略に済まされたのか、急遽必要が認められて、その場に居合わせた者を証人に立てて行われたものだろう。アレグザンダーの証書作成に対しては、24マルク(16ポンド)が支払われているが、ヘンリに対しては40シリング(2ポンド)である。

#### 4 第五の証書

最後の第五の証書は、聖ヤコブ養護院監督が、ラムジ修道院長に対し、かつて召喚人ラルフが保有していた土地を、彼の妻だったマーガレットとその再婚相手から保有することを認めるというものである。ここに至って、第一および第二証書と第三および第四証書が結びついて、パズルが組み上がるように、これら五通の証書の関係について得心がいくようになっていく。

##### 同じく第五の証書

今生の者、来るべき者よ、私こと、ウェストミンスター近郊の聖ヤコブ養護院監督のオービン(Aubyn)師および同養護院の兄弟達ならびに姉妹達は、ラムジ修道院長ヒューとアンドリュー＝フィッツ＝ハーモならびにその妻で、かつて召喚人ラルフの妻であったマーガレットとの間で作成された、ストランドの聖 MARIA 教区内にかの召喚人ラルフが保有した土地、すなわちリチャード＝フィッツ＝エイルワードとアレグザンダー＝「ゴリマリウス」の土地の間であって、前記修道院長と前記アンドリューおよびマーガレットの間で作られたカイログラフに記されているとおり、その幅と奥行きが王の道からテムズに至る土地に関する協定書が有効であることを保証する。さらに以下を付記する。前記修道院長あるいは彼の代理人は、前記の土地を、前記の召喚人ラルフの息子かつ相続人ジョンが成人するまでの間、我々から保有するものとする。これに対し、毎年、要求される世俗のあらゆる奉仕および貢納の代償として、我々に5シリングを年間共通の四つの期日に支払うものとする。しかるにもしも前記ジョンが成人する前に死亡した場合は、我々は、前記の土地および付随物件を、前記修道院長または彼の代理人に、いかなる他者の要求があっても、永久に保証するものである。そしてこの件に関する保証として、目下の文書のうち修道院長の手元に残される側には、我々の印章を添付する。また、彼らの手元に残される側には、同院長殿が印章を添付した。証人。聖エドモンドのギルバート師、その他<sup>26</sup>。

この証書を見ると、召喚人ラルフが保有していた土地は、恐らくラルフの死後、再婚したマーガレットとその夫のもとにあった。ラルフとマーガレットの子ジョンが成人するまでの間、ラムジ修道院長ヒュー

がこれを保有するという契約である。そして両者の間で作成された協定文書（カイログラフ）を聖ヤコブ養護院監督のオービンが認証している。このカイログラフは保存されていないが、恐らく第五の証書とほぼ同一内容だったのだろう。最後の数行で、「修道院長の手元に残される側には、我々の印章を添付」し、「彼らの手元に残される側には、同院長が印章を添付した」と記されているが、「彼ら」というのがアンドリューとマーガレットを指すとすれば、「目下の文書」といっているのは、この証書のことでなく、上記のカイログラフのことであるらしい。「我々の印章」とはオービンのそれを指すものと解され、ラムジ修道院長は、アンドリュー夫妻のものよりも－あるいは彼らが印章を保有していなかったのかもしれないが－、養護院監督の印章の（カイログラフへの）添付を要求したようである。

監督のオービンについては、13世紀前半の養護院監督のリストに名前がなく、確認できなかった。従って、在職期間も不明である<sup>27</sup>。

第一および第二の証書にも名前の挙がっているリチャード＝フィッツ＝エイルワードは、エドワード＝オヴ＝セント＝メアリ＝オヴ＝ストランドの息子リチャード（Richard son of Edward of St Mary of Strand）別名リチャード＝エイルワード（Richard Aylward）と同一人物の可能性がある。同人はレスタ伯ロバート4世のリーヴであり、1222年に、ウースタ司教に対し、ストランドの土地を権利放棄している<sup>28</sup>。この推定が正しいとすれば、リチャード＝フィッツ＝エイルワードの保有した土地は、レスタ伯から譲与されたもので、前節で述べたレスタ伯のストランドの所領内にあった、と考えられるだろうか。

## 5 五通の証書の作成と保存

第五の証書を見ると、なぜ第一および第二の証書が修道院に保存されていたのかが理解できる。ラムジ修道院長ヒューがアンドリュー＝フィッツ＝ハーモとその妻マーガレットからストランドの土地を保有する契約を結ぶ際に、遡って、召喚人ラルフが聖ヤコブ養護院監督から受け取り、その後マーガレットが保管していたと思われる－もしくは養護院に保管されていた写しだったかもしれないが－同監督から同地を譲渡されたことを記した証書の閲覧を求め、それを転写したのだろう。

ただし、内容がほぼ同一の証書が二通作られた理由が判然としない。第一の証書がラルフとマーガレットに宛てられているのに対し、第二の証書がラルフひとりに宛てられている理由は、マーガレットが死亡したために再度証書を作成した、などの理由が考えられるが、第五の証書を見る限り、先に死亡したのはラルフのほうであるらしい。

すると、むしろ第一の証書と第二の証書の作成順序は逆で、第二の証書がラルフとトゥロルドの間でまず作られ、その後、ラルフとマーガレットが結婚したと考えるべきだろうか。確かにそのほうがつじつまはあうが、婚姻を理由に改めて証書を作成する手間をかけたと考えるよりも、第一の証書が偽文書であると見るほうが妥当ではないか。第一の証書が必要だったのは、第五の証書で夫アンドリューとともに契約当事者となっているマーガレットの当該土地に対する権利を明確にするため、とみることができるが、彼女の権利の明確化を、より必要としたのはマーガレット本人よりも、むしろ第五の証書で実際に土地の保有を求めているラムジ修道院長ヒューのほうだろう。第二の証書にマーガレットの名前を書き加えることによって第一の証書が出来上がったとすれば、証人が同一であることにも納得がいく<sup>29</sup>。証人の一致は作成時期が同じであったことを暗示するが、それは、上記の推論に照らしても、極めて不自然である。第一の証書が偽作であるとすれば、元となった第二証書とともに二通が修道院に保管されており、筆写を命じられた書記が内容を吟味することなく転写してしまった、と考えられる。

第一の文書が偽文書であるとすれば、誰を対象として作られたものだろうか。考えられるのは、養護院

監督（オービン）に示すためということであり、とすれば、第二の証書はやはりマーガレットが保存しており、それを修道院長に提供した可能性が高い。第五の証書作成時に、ラムジ修道院長が第二の証書をもとにした第一の証書を提示して、マーガレットの権利を明確にしたうえで、彼女（とその夫）との間の協定書の認証を監督に求めたのだろう。カーチュラリに転写される際に第一の証書、第二の証書の順になったのは、書記ないし転写を指示した院長が、第一の証書がラルフとマーガレットに宛てられ、第二がラルフのみに宛てられている、その違いの意味を十分理解しないまま記載してしまったためと思われる。

また第三および第四の証書はアレグザンダー＝「ゴリマリウス」保有の土地をラムジ修道院に譲渡する内容だが、第五の証書に当該土地が「アレグザンダー＝「ゴリマリウス」の土地」と表現されているところを見ると、第五の証書の作成が第三および第四の証書に先行するものと考えられる。すなわちラムジ修道院長ヒューは、最初召喚人ラルフに譲渡された土地を彼の妻だったマーガレット（および再婚した夫）から保有する契約を結び、その認証を聖ヤコブ養護院監督オービンから得た。次に、隣接するアレグザンダーの土地の譲渡とその息子による譲渡の確認を得るという段取りになったのだろう。

以上は、第一の証書を除いて、他の証書が真正のものという前提のもとでの推論である。

## おわりに

五通の証書は、13世紀前半のラムジ修道院による資産拡大の試みを示すものと理解することもできる。『ヴェスペイジアン』を見ても、ヒュー院長時代の多くの証書および最終和解譲渡証書が収録されており、同院長の積極的な所領獲得ないし資産維持の意欲が見受けられる。もっとも『カーチュラリ』を見ると、修道院が保有するロンドンの土地もしくは家屋等動産の保有に関する証書類は、ここで取り上げたものが最初ではない。これより以前の院長時代<sup>30</sup>にも、以後についても見られ<sup>31</sup>、多くはレジナルド院長(Reginald, 1114-30年)時代に集中しており、そのこと自体、興味を引く。大半は地代取得のための譲渡（貸与）であり、本稿で取り上げた五通の証書のように、所在地をある程度具体的に記載したものは少ない<sup>32</sup>。これらの証書は、『年代記』にも収録されており、ほとんどが重複している<sup>33</sup>。言い換えれば、『年代記』に登録された12世紀のロンドンの土地に関する証書類は、ほぼそのまま『カーチュラリ』にも収録されているといつてよい<sup>34</sup>。しかし、作成年代がこれら両証書記録集の間に位置する『ヴェスペイジアン』には一通も転写されていない。どうやらラヌルフ院長は、これらの12世紀に作成されたロンドンの土地に関する証書は、転写する必要を認めなかったようである。ただし、『ヴェスペイジアン』の場合、収録文書は精選されているので、前任のヒュー院長以前の修道院長証書はほとんど書写されておらず、上記のロンドンの土地に関わる証書がとくに除外されているわけではない。むしろ興味を引くのは、なぜストランドの土地に関する諸証書が『ヴェスペイジアン』に転写されているのか、ということである。なぜなら、これらの証書は『カーチュラリ』には収録されず、まったく無視されているからである。ストランドのような当時から既に有力司教の館が並ぶ一画に土地を得るには、かなりの交渉努力を要したと想定され、従って、その成果は簡単に手放せるものではなかったと思われるのだが。

証書から判断すると、ラムジ修道院が入手した土地は、ストランド通りからテムズ川に下る南側の区画に、リチャード＝フィッツ＝エイルワードの土地、聖ヤコブ養護院監督がラルフに譲渡した土地、アレグザンダー＝「ゴリマリウス」の土地、アレグザンダーの兄弟「インガルフ」の土地と並ぶうちの真ん中の二つだったということになる。

しかし、前節の分析のように、まず、最初に召喚人ラルフが保有していた土地を獲得したとして、そこに至った経緯は、証書からだけではわからない。またその後、これらの土地がどうなったのかも不明瞭で



ある。もっとも、ラルフが保有していた土地は、彼の息子ジョンが成人するまでの間の期限付き保有であり、彼の成人後に返還されたとも考えることもできる。しかし、アレグザンダー＝「ゴリマリウス」が保有していた土地には、これは当てはまらない。『ヴェスペイジアン』に、後になって追加記入された様子を見ると、既にラヌルフ院長の時代には、これらの土地はラムジ修道院長の手から離れていたとも考えられる。そもそも重要な文書であれば、当初からカーチュラリに転写するよう指示があったはずである。これら証書が『カーチュラリ』に未収録であることも、すでに14世紀には、それらの重要性が消滅していたこと、すなわち土地が修道院領から失われていた可能性を示唆する。前述のように、他のロンドンの土地の譲渡等に関する12世紀の証書類は『カーチュラリ』に収録されているのである<sup>35</sup>。

ストランドの土地に関する証書の作成とそれらの転写時期をもう一度整理すると、第三から第五の証書が作成されたのがヒュー院長時代の、さらに特定すれば1220年前後、『ヴェスペイジアン』に転写されたのが1250年前後と考えられる。30年程度で、ストランドの土地に関する記憶が修道院から消えてしまうと考へられないし、ラヌルフ院長は就任以前に副修道院長 (prior) であり、修道院の記録にも精通していたと思われる。彼が最初カーチュラリへの収録を見合わせていた文書の転写を後になって指示したように見えるのは、いかなる動機からだろうか。

これら五通の証書と並べて、直前に収録されているオウヴァに関するオールドウィン院長の証書が転写されたのは、ひとつには、ラヌルフ院長自身がオウヴァの保有をめぐる修道院と近隣領主ベッチ家との訴訟に直接関与していたためであり<sup>36</sup>、しかも実際の訴訟では活用されることのなかった文書を記録保持の目的として残そうとしたため、と別稿では推測した<sup>37</sup>。同様のことが、これら五通の証書についてもいえるだろうか。ラヌルフは、既に喪失した修道院の土地の権利記録を、慎重を期して残しておくという選択をしたのだろうか。あるいは、いずれ将来、この土地を回復できる機会が来るかもしれないという目算があったのだろうか。ラヌルフは、1234年に、国王ヘンリ3世を修道院に迎えて、王は四日間同地に滞在した<sup>38</sup>。また彼は、国王巡回裁判官に任ぜられた経験もあり<sup>39</sup>、王と個人的な親交を結んでいた可能性もある。

オウヴァの土地に関しては、訴訟記録が国王政府記録にも残されていた<sup>40</sup>。ストランドの土地についても、修道院の他の史料等の精査が、今後もさらに必要だが、少なくとも現時点で、その類の文書は発見することはできなかった。しかし、ストランドの土地が13世紀の間に修道院領から離れてしまったと仮定した場合、その原因として、次のような推測が可能かもしれない。

ラヌルフがカーチュラリにこれら五通の証書を書き写させたと推定される1246-53年より以前に、ストランドないし聖マリア教区内で起こった出来事として、サヴォイ邸 (Palace of the Savoy) の建設がある。同邸宅は、1245年にレスタ伯シモン＝ド＝モンフォールにより建設され、翌年、ヘンリ3世によって、王妃エリナ (Eleanor) の伯父ピータ＝オヴ＝サヴォイ (Peter of Savoy) に譲渡された<sup>41</sup>。同邸宅は、第3節で記した司教宿舎の並びのうち、ウースタ司教邸とカーライル司教邸の間に位置した<sup>42</sup>。サヴォイ家は、リュジニャン家とともに、ヘンリ3世治世に重用された南フランス人であり、同王治世における彼らとイングランド諸侯の対立はよく知られている<sup>43</sup>。彼らは、ヘンリ3世の外戚として絶大な権力を振るい、同時に同王治世の諸侯の国政改革とその後の内戦の一因ともなっていく。なかでも、後にサヴォイ伯となるピータはカンタベリー大司教となる弟ボニフェスとともに、サヴォイ派勢力の重鎮であり、サヴォイ邸の獲得も彼の権勢の大きさを示している。

サヴォイ邸とラムジ修道院のストランドの所領との関係を示す直接の証拠は一切見当たらないが、あるいはシモン＝ド＝モンフォールにより邸宅が建設され、ピータ＝オヴ＝サヴォイへ譲渡されたストランドの土地にラムジ修道院の土地も含まれており、国王による接収などの措置が取られたのかもしれない。ラムジ修道院が獲得した土地の所在地が明確でない以上、あくまで推測であるが、五通の証書の転写の時期

が1246-53年に限定できるとすれば、サヴォイ邸の建設との関連が可能性として浮かんでくるのではなからうか<sup>44</sup>。第4節で述べたとおり、隣接するリチャード=フィッツ=エイルワードの土地はレスタ伯の領内にあった可能性がある。

以上、雑駁な推論に終始したが、ラムジ修道院のストランドの土地に関しては、その所在地、その帰趨についても解決できない疑問が残る。本稿では、それらの問題の整理をし、仮説を提示したに留まる。

## 註

- <sup>1</sup> 都築 彰「13世紀のラムジ修道院カーチュラリ」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第10集第2号（2006年）、73-88頁。
- <sup>2</sup> 都築 彰「ラムジ修道院とオウヴァ土地訴訟」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第11集第2号（2007年）、125-37頁。
- <sup>3</sup> British Library, Cotton MS. Vespasian E.ii, fos.2-78; G. R. C. Davis, *Medieval Cartularies of Great Britain and Ireland*, revised by C. Breay, J. Harrison and D. M. Smith (The British Library, 2010), 158.
- <sup>4</sup> 「13世紀のラムジ修道院カーチュラリ」、76-77頁。ラヌルフ=ブリトーは1231年に院長に選出され、1253年没。D. M. Smith and V. C. M. London, eds., *The Heads of Religious Houses: England & Wales*, 2vols. (Cambridge, 2001), vol.ii: 1216-1377, 59.
- <sup>5</sup> Cotton MS. Vespasian E.ii, fo. 29d. この文書はラヌルフ院長の証書で、内容は、ラムジに所在する宅地 (mesuagium) を Reynerus filius Roberti le Rydeman に譲渡するというものである。作成時期はラヌルフ院長時代という以上には特定できない。前記の六通の証書との関係も不明である。
- <sup>6</sup> 「13世紀のラムジ修道院カーチュラリ」、75頁、「ラムジ修道院とオウヴァ土地訴訟」、132-33頁。なぜ、第5フォリオに転写済みの諸証書の後に追加記入しなかったのかという疑問については、第4折り丁冒頭の証書がヒュー院長のもので、上記五通の証書も、第2節以下で示すように、ヒュー院長が関与している一群の文書であったためだろう。オールドウィンの証書がさらにその前に置かれているのは、それが最も古い証書だからと見られる。「ラムジ修道院とオウヴァ土地訴訟」、133頁を参照。
- <sup>7</sup> オウヴァに関する証書が複写された理由に関する筆者の推定については、「ラムジ修道院とオウヴァ土地訴訟」、133頁を参照。
- <sup>8</sup> W. D. Macray, ed., *Chronicon Abbatiae Rameseiensis* (Rolls Series, 1886); W. H. Hart and P. A. Lyons, eds., *Cartularium Monasterii de Rameseia*, 3vols (Rolls Series, 1884-96).
- <sup>9</sup> Cotton MS. Vespasian E.ii, fo. 28r, "Carta de terra Londonie.  
Sciunt presentes et futuri quod ego Thurolodus custos infirmarum puellarum Hospitalis Sancti Jacobi juxta Westmonasterium et omnes fratres et sorores ejusdem loci concessimus et dimisimus et hac presenti carta nostra confirmavimus Radulfo Summonitori et Margarete uxori sue quandam terram nostram in villa de Westmonasterio in parochia Sancte Marie de la Strande, quam videlicet terram Ranulphus de Heye tenuit de nobis que jacet inter terram Ricardi filii Eylwardi et terram Alexandri Gorimarii et extenditur usque in Tamisiam habendam et tenendam eis et heredibus suis de nobis et successoribus nostris in feodo et hereditate bene et in pace, libere et quiete, finabiliter, reddendo inde nobis et successoribus nostris omni anno quatuor solidos pro omnibus servitiis et exactionibus et pro omnibus rebus ad quatuor terminos anni, scilicet infra octavas Pasche duodecim denarios et infra octobas (sic) Sancti Johannis Baptiste duodecim denarios et infra octavas Sancti Michaelis duodecim denarios et infra octavas Nativitatis Domini duodecim denarios sine omni occasione et miskenninga. Nos autem et successores nostri acquietabimus et warantizabimus predictam terram R. et M. et heredibus suis sicut nobismet ipsis per predictum servicium contra omnes homines et feminas, pro hac autem concessione et dimissione et carte mee confirmatione dederunt nobis dicti R. et M. duos solidos in gersumam. Hiis testibus, Ricardo decano, Salino cappellano, Galfrido de Qute et ceteris."
- <sup>10</sup> 渡辺和幸『ロンドン地名由来事典』（鷹書房弓プレス、1998年）、260-61頁、クリストファー・ヒバート（横山徳爾訳）『ロンドン ある都市の伝記』（朝日イブニングニュース社、1983年）、51頁。
- <sup>11</sup> Walter Thornbury, "St Mary-le-Strand and the Maypole", *Old and New London*, vol.iii (London, 1878), 84-88. (British History Online)
- <sup>12</sup> P. E. C. Croot, A. Thacker and E. Williamson, eds., *The Victoria County History: A History of the County of Middlesex*, vol. xiii: *City of Westminster, Part 1* (Institute of Historical Research, 2009), 124, 185. 教会は1711-17年に現在の場所に再建され、1724年に献堂された。Ibid., 187. ヒバート前掲書、171、385頁。
- <sup>13</sup> W. Page, ed., *The Victoria County History: A History of London*, vol.i (1909, Institute of Historical Research, 1974), 542-46;

*City of Westminster, Part 1*, 72.

<sup>14</sup> Gervase Rosser, *Medieval Westminster 1200-1540* (Oxford, 1989), 300-310. Cf. John Stow, *A Survey of London* (1603, Oxford, 1908), vol.ii, 101.

<sup>15</sup> *A History of London*, vol.i, 545.

<sup>16</sup> Cotton MS. Vespasian E.ii, fo. 28d, "Item secunda carta.

Sciunt presentes et futuri quod ego Turolodus custos infirmarum puellarum Hospitalis Sancti Jacobi juxta Westmonasterium et omnes fratres et sorores ejusdem loci concessimus et dedimus et hac presenti carta nostra confirmavimus Radulfo sumonitori quandam terram nostram in villa Westmonasterii in parochia Sancte Marie de le Strande quam videlicet terram Radulfus de Heye tenuit de nobis que iacet inter terram Ricardi filii Eywardi et terram Alexandri Gorinnarii et extenditur usque ad Thamisiam, habendam et tenendam ei et heredibus suis de nobis et successoribus nostris, in feodo et hereditate, bene et in pace, libere et quiete, finabiliter, reddendo inde nobis et successoribus nostris omni anno quatuor solidos pro omnibus servitiis et exactionibus, et pro omnibus rebus ad quatuor terminos anni videlicet infra octavas Pasche duodecim denarios, et infra octavas Nativitatis Sancti Johannis Baptiste duodecim denarios, et infra octavas Sancti Michaelis duodecim denarios, et infra octavas Nativitatis Domini duodecim denarios, sine omni occasione et miskeninga. Nos autem et successores nostri adquietabimus et warrantizabimus predictam terram predicto Radulfo et heredibus suis sicut nobismet ipsi per predictum servitium contra omnes homines et feminas, pro hac autem concessione et dimissione et carte nostre confirmatione dedit nobis predictus R. duos solidos in gersumam. Hiis testibus Ricardo decano, et ceteris."

その他の第一の証書との相違点としては、“Sancti Johannis Baptiste”の前の“Nativitatis”の語句の挿入や“Alexander Gorinnarius”他のつづり、証人名の省略などが見られる。

<sup>17</sup> Cotton MS. Vespasian E.ii, fos. 28d-29r, "Item tertia carta.

Sciunt presentes et futuri quod ego Alexander Gorimarius dedi et concessi et hac presenti carta mea confirmavi Hugoni abbati de Rameseia et ejusdem loci conventui et eorum successoribus totam terram illam cum omnibus pertinentiis suis quam habui inter terram Iggulphi fratris mei et terram que fuit Radulfi le Sumenur in parochia Sancte Marie de Strande, habendam et tenendam predictis abbati et conventui de Rameseia et eorum successoribus de me et heredibus meis, in feodo, libere, quiete, integre, bene et in pace inperpetuum, reddendo inde annuatim mihi et heredibus meis ad mediam Quadragesimam duos solidos et septem denarios pro omni servitio et exactione et rebus cunctis. Ita quod nec ego Alexander nec heredes mei amplius poterimus habere, capere, exigere, vel clamare inperpetuum in predicta terra vel in suis pertinentiis quam predictos duos solidos et septem denarios per annum statuto termino. Hanc autem terram integre cum omnibus pertinentiis suis, ego Alexander et heredes mei finabiliter warrantizabimus predictis abbati et conventui de Rameseia et eorum successoribus contra omnes homines et feminas et aquietabimus versus dominum episcopum Wygornniensem et versus omnes gratias de omnibus servitiis et exactionibus et rebus cunctis per predictum servitium duorum solidorum et septem denariorum. Pro hac gratia mea donatione, concessione, warrantizatione, acquietatione et presentis carte mee confirmatione, dedit michi prenomatus Hugo abbas viginti quatuor marcas sterlingorum in gersumam. Hiis testibus Serlone le Mercercio, tunc maiore Londonie, et ceteris."

<sup>18</sup> John Noorthouck, "Addenda: The Mayors and Sheriffs of London", in *A New History of London including Westminster and Southwark* (London, 1773), 889-93; H. T. Riley, ed., *Chronicles of the Mayors and Sheriffs of London 1188-1274* (London, 1863), 193-94; "Appendix: Mayors and Sheriffs of London, 1199-1470, in J. Gairdner, ed., *The Historical Collections of A Citizen of London in the Fifteenth Century* (London, 1876), 241-58. (British History Online)

<sup>19</sup> E. B. Fryde, D. E. Greenway, S. Porter and I. Roy, eds., *Handbook of British Chronology* (Third edition, London, 1986), 279.

<sup>20</sup> Thornbury, *op. cit.*, 84-88.

<sup>21</sup> 酒田利夫「近世ロンドンにおける郊外—イースト・エンドとウェスト・エンド—」、イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』（刀水書房、1999年）、62頁注（25）。

<sup>22</sup> *City of Westminster, Part 1*, 29, 42-65. Cf. Stow, *op. cit.*, 92-93.

<sup>23</sup> *Ibid.*, 29, 37. レスタ伯ロバート1世に対する王の譲渡は、伯が国王家政の家令(Steward)だったことによる。

<sup>24</sup> Cotton MS. Vespasian E.ii, fo. 29r, "Item quarta carta.

Sciunt presentes et futuri quod ego Henricus filius Alexandri Gorimarii ratam habeo et presenti carta mea confirmo Hugoni abbati Ramesiensi et ejusdem loci conventui et eorum successoribus donationem et venditionem illius terre cum pertinentiis quam Alexander pater meus eis fecit in parochia Sancte Marie de Strande que jacet inter terram Ingulphi avunculi

mei et terram que fuit Radulfi le Sumenur in predicta parochia, ut habeant et teneant predictam terram cum pertinentiis de me et heredibus et successoribus meis in feodo, libere, quiete, integre, bene et in pace inperpetuum, reddendo inde annuatim mihi et heredibus vel successoribus meis ad mediam Quadragesimam duos solidos et septem denarios pro omni servitio demanda et exactione et rebus cunctis. Ita quod nec ego H. nec heredes nec successores mei amplius poterimus habere, capere, exigere, vel clamare inperpetuum in predicta terra vel suis pertinentiis quam predictos duos solidos et septem denarios per annum statuto termino. Hanc autem terram cum suis pertinentiis integre, ego H. vel heredes vel successores mei finabiliter warrantizabimus predictis abbati et conventui Ramesiensi et eorum successoribus contra omnes homines et feminas et acquietabimus versus dominum episcopum Wygorniensem et versus omnes gratias de omnibus servitiis demandis et exactionibus et rebus cunctis per predictum servitium duorum solidorum et septem denariorum. Pro hac autem mea concessione, warrantizatione, acquietatione et presentis carte mee confirmatione, dedit mihi prenominatus Hugo abbas quadraginta solidos sterlingorum in gersumam. Hiis testibus Willelmo de Wychentone tunc senescallo, et ceteris.”

<sup>25</sup> *Cartularium*, i, 173, ii, 356, iii, 49, 219. 都築 彰「ラムジ修道院の騎士達」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第15集第2号(2011年)、161-62、173-74頁、同「ラムジ修道院とウォルトン=マナ」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第17集第2号(2013年)、29、40頁。後者で取り上げた2通の文書の証人ウィリアム=ウィストンは、作成年代がそれぞれ1210年代、1220年代と推定され、同一人物の可能性が高い。

<sup>26</sup> Cotton MS. Vespasian E.ii, fo. 29r-d, “Item quinta carta.

Sciunt presentes et futuri quod ego magister Albinus custos Hospitalis Sancti Jacobi juxta Westmonasterium et fratres et sorores eiusdem Hospitalis ratam habemus conventionem factam inter dominum Hugonem abbatem Ramesiensem et Andream filium Hamonis et Margaretam uxorem suam quondam uxorem Radulfi sumonitoris de terra que fuit ipsius Radulfi sumonitoris in parochia Sancte Marie de Strande que jacet inter terram que fuit Ricardi filii Aylwardi et terram que fuit Alexandri Gorimarii sicut jacet in longitudine et latitudine a regia strata usque ad Thamiam, sicut continetur in cyrographo inter predictum abbatem et predictos Andream et Margaretam confecto. Addico quod predictus abbas vel assignatus suus tenebit de nobis predictam terram usque ad legitimam etatem Johannis filii et heredis predicti Radulfi sumonitoris, reddendo inde nobis annuatim quinque solidos ad quatuor terminos anni communes pro omni servitio et exactione et seculari et demanda et si Johannes predictus autem legitimam etatem etatem(sic) suam infata decesserit, nos predictam terram cum pertinentiis predicto abbati vel assignato suo contra omnes homines warrantizabimus inperpetuum. Et in huius rei testimonium parti presentis pagine penes abbatem residenti sigillum(sic) nostrum apposuimus. Parti autem penes eos residenti idem dominus abbas signum suum apposuit. Hiis testibus magistro Gilberto de Sancto Edmundo et ceteris.”

<sup>27</sup> *A History of London*, vol. i, 542-46.

<sup>28</sup> *City of Westminster, Part I*, 38, 42, 62.

<sup>29</sup> 注9および16を参照。ただし、第一の証書で名前の挙げられている証人三名のうち、第二の証書で名前が挙げられているのは Ricardus decanus のみである。

<sup>30</sup> *Cartularium*, i, 101, 105-106, 128, 130, 132-34, 139-40, 242. Cf. W. Page, *London: Its Origin and Early Development* (Boston and New York, 1923), 153-54.

<sup>31</sup> *Ibid.*, iii, 111; Cf. J. A. Raftis, *The Estates of Ramsey Abbey* (Toronto, 1957), 232, 250. 『カーチュラリ』の文書は1332年の訴訟記録で、ロンドンのブロード=ストリート (Bradstreet) の保有地をめぐる、Peter le Coffrer なる人物との間で争われた。ラフティスの著書で取り上げられているものは、1275年と14世紀前半の史料に含まれ、後者では、ロンドンの新家屋について、支出額が計上されている。

<sup>32</sup> *Cartularium*, i, 128, 130, 132-34, 140. その中で、やはりレジナルド院長時代の証書であるが、シティのウォールブルック (Walbrook) の土地の購入が案件となっている。

<sup>33</sup> *Chronicon*, 235, 237, 240-41, 248-50.

<sup>34</sup> 例外として、以下の俗人テナントおよびヘンリ1世の証書がある。*Ibid.*, 245, 280. 後者は、ロンドンのシェリフに宛てられ、レジナルドのロンドンの土地の保有を認めている。

<sup>35</sup> 『ヴェスベジアン』には、カーチュラリ完成後の追加文書としてヘンリ3世による1253年の証書が転写されており、その中に「ロンドンの土地 (terras suas Londonie)」に対する権利が言及されている。Cotton MS. Vespasian E.ii, fos. 25v-27r. ただし、同証書はジョンの1200年の証書を引用した「贍本認証証書 (Inspeximus)」で、さらに引用されているジョンの証書もヘンリ1世の1130年の証書を踏まえたものである。*Chronicon*, 223-24; *Cartularium*, i, 242-43. 従って、これらの

「ロンドンの土地」は、上記のレジナルド院長証書が対象とする土地資産に言及したものと見られる。

<sup>36</sup> 「ラムジ修道院とオウヴァ土地訴訟」、132頁および135頁註24を参照。

<sup>37</sup> 同、133頁。

<sup>38</sup> *Chronicon*, 342-43; *Cartularium*, iii, 180.

<sup>39</sup> *Chronicon*, 343; *Cartularium*, iii, 181.

<sup>40</sup> 「ラムジ修道院とオウヴァ土地訴訟」、135頁註20および22等を参照。

<sup>41</sup> Walter Thornbury, "The Savoy", *Old and New London*, vol.iii (London, 1878), 95-100. (British History Online), M. Powicke, *The Thirteenth Century 1216-1307* (Oxford, 1962, 1991), 249n.2. Cf. Stow, *op.cit.*, 93-94.

<sup>42</sup> *City of Westminster, Part 1*, 39.

<sup>43</sup> M. Prestwich, *Plantagenet England 1225-1360* (Oxford, 2005), 93-98. 城戸 毅『マグナ・カルタの世紀』（東京大学出版会、1980年）、95-97頁。

<sup>44</sup> ただし、ラムジ修道院の土地の所在地については、別の可能性もある。第五の証書によれば、当該地は「王の道からテムズに至る (a regia strata usque ad Thamisa)」(註26参照)と記されている。この「王の道」が現在のキング=ストリートに当たるとすれば、当該土地は、実は、ストランドではなく、現在のチャリング=クロス辺りでテムズ川が大きく蛇行する、その南側にあったことになる。確かに第一および第二の証書においても、当該の土地が「テムズ川まで伸びている」(註9および16参照)と書かれ、また「ストランドの聖マリア教区」にある(同上)、と述べられてはいるが、ストランドの道に面しているとは記されていない。ラムジ修道院の土地がストランドになかったとすれば、司教邸の立ち並ぶストランドの南側に、当該地を探す必要もなくなる。とはいえ、この見方にも問題がある。聖マリア教区は、東にセント=クレメント=デーンズ (St Crement Danes) 教会の教区と西のセント=マーティン=イン=ザ=フィールズ (St Martin in the Fields) 教会教区に挟まれた小さな教区で、サマセット=ハウス建設以前の古い教会時代の教区がキング=ストリートまで及んでいたのかは疑問である。現在のキング=ストリートはセント=マーティン=イン=ザ=フィールズ教会教区に属している。

本稿は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究 (B)「中・近世西欧における書簡とコミュニケーション-行政・法・宗教そして社会」(課題番号15H03256)(代表 新井由紀夫お茶の水女子大学教授)の研究成果の一部である。